

令和7年度 地域密着型サービスに係る集団指導資料 (桐生市 健康長寿課※)

1. 高齢者虐待防止について (身体拘束の原則廃止も含む)	1
2. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について	2
3. 地域密着型サービス事業所の指定に係る申請書・届出書等の改正について	3
4. 各種届出 (変更・休止・廃止・再開届) の提出について	3
5. 過誤連絡票について	4
6. 運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について	6
7. 介護保険サービスに関する問い合わせの留意点について	7

資料1 令和8年度 介護報酬改定について

資料2 高齢者虐待防止について

※令和8年4月から課の名称が「長寿介護課」となります。

担 当

桐生市役所 保健福祉部 健康長寿課 介護管理給付係

TEL 0277-44-8217 (直通)

1. 高齢者虐待について

(1) 虐待の種類

「高齢者虐待」は、暴力的な行為（身体的虐待）だけでなく、必要な介護サービスの利用をさせない、世話をしないなどの行為（介護・世話の放棄・放任）、暴言や無視、いやがらせ（心理的虐待）、性的な嫌がらせなどの行為（性的虐待）、勝手に高齢者の資産を使ってしまうなどの行為（経済的虐待）が含まれます。

(2) 高齢者虐待を発見した場合の通報義務

高齢者虐待防止法には、介護サービス従事者が職場等で高齢者虐待を発見した場合、**市町村への通報義務**が明記されています。介護サービス従事者は、高齢者介護の専門職であるがゆえに、虐待行為は決して見過ごさないという認識が求められます。

また、高齢者虐待防止法には、通報者が不利益を被らないよう、以下2点が定められました。

- ① 通報を行うことは、「守秘義務違反」にあたらない
- ② 通報したことによって、解雇その他の不利益な扱いを受けない

(3) 介護保険施設等での身体拘束の禁止

介護保険施設等では、サービス提供に当たり「生命又は身体の保護するため緊急やむを得ない場合を除き」**身体拘束は原則禁止**されています。「緊急やむを得ない場合」とは、下記3要件のすべてを満たすことが必要です。

- ① **切迫性**：利用者本人や他の利用者の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② **非代替性**：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- ③ **一時性**：身体拘束は一時的なものであること

※「緊急やむを得ない場合」の判断は、個人やチームではなく、施設全体で判断します。

(4) 虐待が発生する状況

「高齢者虐待」は、虐待をしている人に**虐待の自覚がないことがあります**。

また、ケア方法の知識不足が原因で、高齢者のためになると思いつていることが虐待につながることや、家族や親族などが些細なことと思いつても、些細なことの積み重ねが高齢者の心身に重大な影響を与え、虐待につながることもあります。

例えば・・・夜間、失禁しないよう、水分摂取を控えさせてしまうことで、高齢者が脱水症状を引き起こす危険が高くなる等

例えば・・・転倒防止のために、車いすから立ち上がれないよう、車いす利用時は常にベルトを装着し、車いすに体を固定する等

例えば・・・何度も同じことを言われ、つい怒鳴ってしまう等

2. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

- ・介護給付費算定費に係る体制等（加算・減算の有無）に変更があった場合は届け出る必要があります。加算に係る事項については、一切、遡及はしませんので、ご注意ください。
- ・加算の要件を満たさなくなった場合、該当しなくなった日から算定を行うことはできません。速やかにその旨を届け出てください。
- ・人員基準を満たしているか、事業所において常に確認をしておく必要があります。人員基準欠如した場合、原則として介護報酬が70%に減額されます。これは、人員基準欠如を未然に防止し、適正なサービスの提供を確保するためのしくみです。介護報酬を減額すれば人員基準を欠如してもよいということではありませんので、ご注意ください。

①届出日と算定開始月

サービス種類	届出日※	加算算定開始月	提出先
<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 	毎月15日以前	翌月	桐生市 健康長寿課
<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型通所介護 	毎月16日以降	翌々月	
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	届出受理日が月の初日	当該月	
	届出受理日が月の初日以外	翌月	

※届出日が休日・祝日の場合は前営業日 ※新規指定の場合は指定申請書と同時に提出

②提出書類

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
- ・添付書類（ホームページの「算定届出書に係る添付書類一覧（地域密着型サービス・居宅介護支援）」（令和7年3月改定）参照）

桐生市ホームページ (<http://www.city.kiryu.lg.jp>)

高齢者→介護保険→介護保険事業者向け情報→地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所の指定に係る申請書・届出書等

3. 地域密着型サービス事業所の指定に係る申請書・届出書等の改正について

様式については、桐生市ホームページの地域密着型サービス事業所向けのページに指定申請書、指定更新申請書、変更届出書、廃止・休止届出書、再開届出書、付表、参考様式、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表などが掲載されています。

桐生市ホームページ (<http://www.city.kiryu.lg.jp>)

高齢者→介護保険→介護保険事業者向け情報→地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所の指定に係る申請書・届出書等

4. 各種届出の提出について

提出方法：桐生市 健康長寿課へ、原則電子申請または電子メールまたは郵送。
書類 1 部を持参でも可。(令和3年5月より押印廃止)

変更届	① 提出書類	変更届（様式第4号（第3条関係））及び添付書類
	② 添付書類	添付書類一覧を参照
	③ 提出期限	変更のあった日から 10日以内 (変更内容が決定している場合は事前提出可)
	④ 注意事項	・専用区画の変更や移転、定員の変更は、図面の段階で必ず相談してください。 ・従業者の変更について (1)年度の途中で、従業者の職種や員数を変更する場合、変更届は提出不要です。 (<u>人員基準を確認し、各事業所で必ず資格の確認を実施してください。</u>) ※ただし、 <u>管理者、介護支援専門員、計画作成担当者、生活相談員（実務経験により認められる者に限る）の変更がある場合は、その都度提出が必要</u> です。 (2)毎年4月1日時点における各事業所の従業者が、前回の届出時（または指定申請時）と変更がある場合は、4月10日までに変更届を提出してください。

	(運営規程の変更がない場合も提出必要。)
--	----------------------

廃止・休止届	① 提出書類	廃止・休止届出書（様式第5号（第3条関係））及び添付書類
	② 添付書類	利用者の引継状況（様式任意）
	③ 提出期限	廃止・休止しようとする日の <u>1か月前</u>
	④ 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休止届は、人員基準等が一定期間満たせなくなる場合で、かつ事業継続の意思を有する場合に届け出る必要があります。 ・ 休止の期間は6か月を限度とし、休止を延長する場合には、改めて休止届を提出する必要があります。なお、延長を繰り返した場合でも2年を限度とします。 ・ 休止期間中の事業所は、指定更新の対象とならず、有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなりますのでご注意ください。

再開届	① 提出書類	再開届出書（様式第5号の2（第3条関係））及び添付書類、変更届（休止前の事業所の状況に変更が生じている場合）
	② 添付書類	変更届の添付書類（休止前の事業所の状況に変更が生じている場合）
	③ 提出期限	再開した日から <u>10日以内</u>
	④ 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改めて指定基準を満たしているかを確認する必要があるため、事業を再開する前にあらかじめ相談してください。

5. 過誤申立について

国民健康保険団体連合会で審査確定した介護給付費の請求内容に誤りがあった場合、保険者に過誤申し立てをして、実績を取り下げることができます。

過誤処理には、「(1) 通常過誤」と「(2) 同月過誤」の2種類があります。

(1) 通常過誤…介護給付費実績の取下げのみを行う方法。国保連合会から過誤決定通知書が送付されたら、必要に応じて再請求を行う。

(介護給付費の通常の請求誤りや特段の事情がない場合の過誤申立。)

- ① 申立方法：事業所ごとに「介護給付費過誤連絡票」を作成し、提出してください。
- ② 提出期限：毎月15日（必着）

(2) 同月過誤…介護給付費等の取下げと再請求を、同一月に行う方法。

(過誤金額が大きい場合や過誤申立件数が多い場合など、保険者が特段の事情があると認めた場合に行う過誤申立。)

- ① 申立方法：事前に桐生市と国保連合会へそれぞれ連絡し同意を得てから、桐生市に「介護給付費過誤連絡票」を提出してください。国保連合会にも提出が必要な書類がありますので、詳細は国保連合会へ確認してください。
- ② 提出期限：毎月末日（必着）

(3) 「介護給付費過誤連絡票」の様式については、桐生市ホームページに掲載してあります。

※桐生市ホームページ→電子サービス→申請書ダウンロードサービス→健康・介護に関する申請書類→申請書ダウンロード（健康長寿課）

その他の申請書 → 過誤連絡票

(4) 注意事項

- ・個人情報保護の観点から、FAXでの提出は不可です。
- ・過誤処理により、利用者自己負担額が減額になる場合は、高額介護サービス費等の返還が発生する場合があります。

6. 運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

運営推進会議等とは、「桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に基づき、各事業所が自ら設置すべきものであり、利用者やその家族、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としています。

下記に条例第61条の17（地域密着型通所介護）について記載しますが、各サービスの規定をご確認いただき、今後も適正に実施してください。

※認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設は2月に1回以上、年6回以上の開催、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護はおおむね6月に1回以上の開催となります。

（地域との連携等）

第61条の17

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4・5 略

7. 介護保険サービスに関する問い合わせの留意点について

介護保険給付及び指定基準に関する問い合わせについては、メール・書面にて受付しているところですが、今後も御理解・御協力をお願いいたします。

【問い合わせを行うまでの手順】

- ① まず関係法令や通知、Q&A等を調べる。
- ② それでも解決しない場合は、管理者や他職員にも確認し、事業所内で検討する。
- ③ 解決に至らない場合は、健康長寿課にメールもしくは書面にて問い合わせを行う。
質問票には、質問内容のみではなく、必ず調べた資料や根拠、見解も明記する。

【提出方法】

- ・質問は書面にて、電子メール、FAXまたは窓口にてご提出ください。
- ・事業所名、担当者名、電話番号、サービス種類、質問分類（算定基準、人員基準など）、利用者情報、参考とした基準や通知、事業所としての見解も明記してください。

【提出先】

桐生市 保健福祉部 健康長寿課 介護管理給付係

メール：kenkochoju@city.kiryu.lg.jp FAX：0277-45-2940